

「労働法と要件事実・講演会」を開催しました。

令和6年11月23日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「労働法と要件事実・講演会」が開催されました。本講演会では、山川隆一教授、植田類裁判官、植田達准教授を講師としてお迎えし、労働法に関する諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、大平健城弁護士、倉重公太郎弁護士からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 田村伸子 法科大学院要件事実教育研究所所長

本日の進行予定説明 平田誠一 法科大学院要件事実教育研究所助教

講演1 山川隆一 明治大学法学部教授

「地位確認訴訟における解雇権濫用をめぐる要件事実」

講演2 植田類 裁判官（神戸地方裁判所）

「労働契約における労働者の自由意思の要件事実的位置付けに関する  
若干の検討」

講演3 植田達 明治学院大学法学部准教授

「労働契約における競業禁止特約をめぐる要件事実」

コメント1 大平健城 弁護士（東京弁護士会）

コメント2 倉重公太郎 弁護士（第一東京弁護士会）

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 創価大学法科大学院前研究科長

総合司会 田村伸子

なお、この講演会の内容は、2025年3月日本評論社より公刊されます。